諸要求を掲げ、対政府交渉をおこなう

農業者支援策、第二阪和道早期着工等々

市議団では二〇項目の要求

四月十二日、日本共産党県議団と市議団及び吉田まさや氏（県国会対策委員長）は、市民諸要求の実現のため政府交渉をおこないました。要請行動を行った省庁は国土交通省、厚生労働省、総務省、農林水産省、文部科学省です。議員団は事前に各担当大臣にたいして、文書で要求内容を提出し、その回答を求めました。

地域特性を生かした価格保障、所得補償を

農林水産省に対しては、今年度から始まった国の農業施策の変更に当たって農家からの要求を訴えました。

「反当たりのコメ戸別所得補償額・一万五千円では焼け石に水」「コメの減反協力が前提で戸別補償がされる制度だ。減反制度そのものを廃止すべきだ」「国の『水田利活用事業』は和歌山市の農家にメリットはない」という声を届けました。

私は「市の農家は戸別補償を受けても反当たり・六万九千円もの赤字となり、水田利活用事業の補助金は和歌山市の農産物は対象とはならない。再生産可能な地域の特性を生かした価格保障、所得補償制度とすべきだ」と訴えました。

農水省は「生産コストに見合う制度だ。野菜には価格安定制度があるが、既存のものでいいかどうか考えていく」と回答しました。

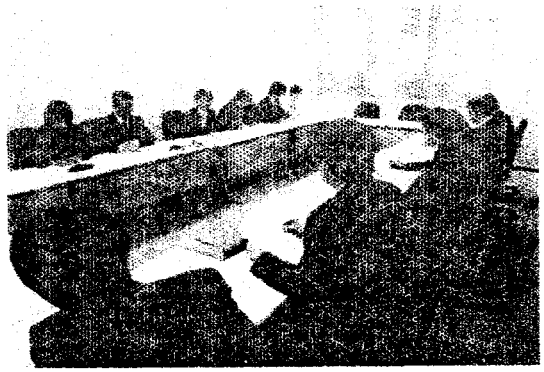

文部科学省と交渉する党県・市議団

「大滝ダム」建設費負担金起債の借換債基準を見直せ

総務省に対しては、二〇〇七年・総務省自治財政局「通達」の見直しを要請しました。

国策事業として建設が進められている紀ノ川上流「大滝ダム」建設費総額は三六四〇億円。その内市水道局負担金総額は二〇〇八年度末までに二〇八億円となっています。その負担金利息は六～八％と高金利起債です。ところが「通達」により水道料金が「借換債許可基準」より低いため、低金利起債への借換債切りかえができません。そのため二〇〇九年までの三〇年間の利息だけで水道局は六五億四四〇〇万円の負担をしています。「通達」を見直し、低金利な借換債への許可を求めました。

総務省は「二〇七年度の通達は三年間の暫定的なもので、予算が五兆円と限定されていたためだ。時期は名言できないが、今年度から見直しをする」と回答しました。

私は「市水道局は市民の生活の糧となる水道料金の値上げをしない努力をしている。水道料金が基準より低いことを理由に借換債を認めないのは理不尽だ。早急に『通達』の見直しをするべきだ」と要請しました。

（他省庁交渉内容は裏面へ）

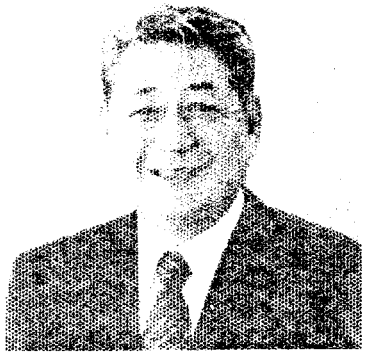

日本共産党市議会議員　渡辺忠広

日本共産党和歌山市議会議員

渡辺忠広ニュース

2010年 4月 No、23

自　宅　和歌山市木ノ本71－54
電　話　073－452－5732
Mail　watanabe@naxnet.or.jp
市議団・電話　073－435－1113